

公益財団法人よこはま学校食育財団契約要綱

制 定 平成 15 年 4 月 1 日

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 公益財団法人よこはま学校食育財団（以下「本財団」という。）の給食用物資の契約事務については、この要綱の定めるところによる。

第 2 章 一般競争入札

(一般競争入札の参加者の資格)

第 2 条 入札に参加しようとする者は、理事長が定める期間内に学校給食用物資納入業者登録申請に必要な書類を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、必要があると認めるときは、別に入札参加に必要な手続きを定めることができる。

(資格の審査及び名簿の作成)

第 3 条 理事長は、前条の定める書類の提出があったときは、一般競争入札に参加する資格を有するかどうかについて物資納入業者資格審査委員会設置要綱第 7 条の審査会の議を経たうえ、当該資格を有する者については、物資納入業者登録名簿に登載するものとする。

(一般競争入札の通知)

第 4 条 理事長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の 10 日前までに学校給食用物資納入業者に対して、入札に付する事項並びに入札の日時及び場所を通知する。ただし、急を要する場合は、理事長はその期日を 3 日前までに短縮することができる。

(予定価格の決定)

第 5 条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定める。ただし、一定期間継続してする売買契約等の場合は、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件等について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮し適正に定めなければならない。

(予定価格調書の作成等)

第 6 条 契約権限者は、予定価格を記載した予定価格調書を作成して秘密性を保持するため、予定価格決定者は、価格を決定したときは直ちに封書にし、開札の際、これを開札

場所に備えなければならない。

(入札の方法)

第7条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書を理事長に提出しなければならない。

(入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当すると認めるときは、その入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がない者が入札をしたとき。
- (2) 入札事項を表示しないとき、又は金額等を表示しないとき。
- (3) 入札書に記名押印のないとき。
- (4) 入札書の記載要領がはっきりしないとき。
- (5) 入札に関し不正の行為があったとき。
- (6) その他この要綱または理事長の定める条件に違反したとき。

(くじによる落札者の決定)

第9条 落札となるべき価格の業者が2人以上の場合はくじにより落札者を決定する。

(落札者の決定)

第10条 落札者が決定したときは、入札者に口頭または書面でその旨を通知する。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第11条 第2条の規定は、指名競争入札に参加しようとする場合について準用する。

(資格の審査及び名簿の作成)

第12条 第3条の規定は、指名競争入札の参加者の資格の審査等について準用する。この場合において、指名競争入札の参加者の資格と一般競争入札参加者の資格とが同一である等の場合にあつては、本条において準用する第3条の規定による資格の審査及び名簿をもってこれに代えることができる。

(指名競争入札学校給食用物資納入業者選定委員会)

第13条 冷凍食品及び一般食品類に係る指名競争入札の参加資格に関する事務は、学校給食用物資購入選定委員会の意見を聞き処理するものとする。

(指名基準)

第14条 指名競争入札の参加者の指名に関する指名基準については、別に理事長が定める。

(指名競争入札参加者の指名)

第15条 物資納入業者登録名簿の中から、原則3人以上の者を当該指名競争入札に参加できる者として指名しなければならない。

2 前項の規定による指名は、口頭又は、書面により行うものとする。

(指名競争入札の不成立)

第16条 指名競争入札の入札者が1人であるときは、当該指名競争入札は成立しない。ただし、当該指名競争入札の際、指名した者のほかに、当該指名競争入札に係る契約を履行することが出来る者がいないと理事長が認めたときは、この限りでない。

(準用)

第17条 第11条から前条までに規定するもののほか、第2章の規定(第4条を除く。)は、指名競争入札について準用する。

第4章 随意契約

(予定価格調書の決定)

第18条 随意契約により契約を締結しようとするときは、第5条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴収)

第19条 随意契約を締結しようとするときは、2人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 契約の性質または目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- (2) 災害の発生等により緊急を要するとき。
- (3) その他理事長が特に必要と認めたとき。

第5章 契約の手続等

(契約の締結の手続)

第20条 理事長から契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から指定された日までに、理事長が定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(契約書の作成)

第21条 契約書を作成する場合は、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 着手期限
- (3) 契約代金の支払または受領の時期及び方法
- (4) 前金払及び部分払の方法
- (5) 危険負担
- (6) 第三者に及ぼした損害の負担
- (7) かし担保責任
- (8) その他必要な事項

2 契約書を作成した場合において、契約の内容を変更するときは、変更契約書を作成しなければならない。

(内訳書の提出)

第 22 条 契約の相手方は、第 20 条の規定により契約書を提出する際、種別、数量、単価等必要な事項を記載した内訳書を提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第 23 条 契約の相手方は、契約に関する権利義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、またはその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、理事長の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(談合等不正行為に対する措置)

第 24 条 理事長は、契約の相手方が当該契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約の相手方から契約金額の 10 分の 2 に相当する額を損害賠償金として徴収する。

- (1) 契約の相手方又は契約の相手方を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 2 条第 2 項の事業者団体(以下「契約の相手方等」という。)が、当該契約について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反したとして、契約の相手方等に対する独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、契約の相手方等が、当該契約について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、契約の相手方等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(当該契約が示された場合を除く。)において、当該期間に当該契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 契約の相手方(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(契約の解除)

第 25 条 理事長は、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 履行期限までに契約を履行せず、または履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、契約の相手方が法令もしくはこの規則または契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 経営状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (5) 第 28 条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 理事長は、前項の規定により契約を解除する場合は、書面をもって、その旨を契約の相手方に通知するものとする。

第 26 条 理事長は、契約の相手方が当該契約に関し第 24 条各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約を解除する場合に準用する。

第 27 条 理事長は、契約の履行が完了しない間は、前 2 条に規定する場合のほか必要があるときは、当該契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、これにより契約の相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、理事長が契約の相手方と協議して定める。

3 第 25 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定により契約を解除する場合に準用する。

第 28 条 契約の相手方は、契約の内容の変更により契約金額が 3 分の 2 以上増減したとき、または本財団の責に帰すべき理由により契約を履行できないとき契約を解除することができる。

第 6 章 受領検査

(物資の検収)

第 29 条 給食実施校の職員は配送された物資を検収し、検収受領書を納入業者に交付する。

2 理事長は、納入業者から提出された前項の受領書を検認し、物資納入の証憑とする。

(所有権の移転)

第 30 条 物品の所有権は、検査担当職員の受領検査の結果、当該物品を合格と認めた時をもって給食実施校に移転するものとする。

(値引き交渉)

第 31 条 理事長は受領検査で不合格となった物品のうち、仕様書との相違が軽微で、かつ、

使用上の支障のない物品について、契約代金から相当額を値引きして受領することができる。

(契約代金の支払い)

第 32 条 契約代金は物品の全部について受領検査に合格した後、契約相手方の請求によって支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。